

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成24年12月14日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンモール草津 草津市新浜町193番地2ほか250筆

2 提出された意見の概要

(1) 草津市からの意見

(ア)朝の通勤時に近江大橋およびイオンモール周辺の道路を利用されている人も多いことから、交通渋滞の発生や混雑が予想されます。そのため駐車対策等について計画をしていただき、スムーズな交通流動を確保し、混乱が生じないよう努めてください。

(イ)当初に大規模小売店舗立地法に基づき算出された駐車場必要台数と、今回の変更に基づき算出した駐車場必要台数を報告し、変更による駐車台数が必要以上確保されている旨の証明をされたい。

(2) 大津市からの意見

浜街道：主要地方道大津守山近江八幡線（26号）と近江大橋料金所の間において、イオンモール草津の開店が特に起因しているというものではないが、交通量が増加する時間帯に渋滞していることが多い。そのために、隣接する瀬田北学区の周辺住民が利用する生活道路にも影響があると思われる。現実には、浜街道方面からイオンモール草津へ来店する場合に、殿田橋交差点を右折する車が非常に多い。来店には殿田橋交差点を直進し、近江大橋料金所の手前進入路を利用されるためにも、立看板等で早めの誘導案内が望まれる。このたびの開店時刻が2時間繰り上がり、利便性も高まることで、平日の通勤時間帯と重なる影響も出てくるとも考えられるため、工夫ある対応が必要と思われる。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1

草津市産業振興部商業観光課 草津市草津三丁目13番30号

(2) 縦覧期間 平成24年12月14日から平成25年1月15日まで